

# 海外療養費の手続きについて

海外渡航中に治療を受け、帰国後、医療費の一部について支給を受ける場合は次のようになります。

1、海外の医療機関で、医療費の全額を支払います。

海外で

2、治療かかった医療費の内容について、以下の様式に記入してもらいます。記載内容に不明な点がある場合は、必ず医療機関に確認をお願い致します。

(医科)

「診療内容証明書 (FormA)」 + 「領収証明書 FormB」 + 「領収書」

(歯科)

「診療内容証明書 (FormC)」 + 「領収証明書 FormB」 + 「領収書」

←帰国と居住実態の確認が必要となります。

3、帰国後、国民健康保険へ申請します。

「上記書類」 + 「療養費支給申請書」 + 「同意書」の提出

↳ 市役所にて用意しています。

帰国後

4、後日審査後、指定の口座に支給されます。

※次の場合は支払いができません

- ・日本国内で適用となっていない医療行為や治療目的の場合
- ・1年以上海外に滞在しているなど、居住実態が海外にある場合

## 海外療養費は、日本国内での保健医療機関等で 給付される場合を標準として支払われます

海外で支払った医療費は、基本的には、日本国内での保険医療機関等で疾病や事故などで給付される場合を標準として決定した金額（標準額）から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が海外療養費として支払われます。

具体的には、実際に支払った額（実費額）が標準よりも大きい場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。また実費額が標準額よりも小さいときは、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が払い戻されることとなります。

## 日本国内で保険適用となっていない医療行為は 給付の対象にはなりません

あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限定されており、最先端医療、美容整形などの医療も対象外です。また、自然分娩も保険医療対象外ですが、出産育児一時金が支払われます。

## 添付書類や申請時に必要なもの

- ① 「療養費支給申請書」+「同意書」（市役所にて用意しています。）
- ② (医科)「診療内容証明書 (FormA)」+「領収証明書 FormB」+「領収書」  
(歯科)「診療内容証明書 (FormC)」+「領収証明書 FormB」+「領収書」  
※ (全て要日本語訳)
- ③ 対象者のパスポートのコピー (**帰国確認及び原本確認が必要**)
- ④ 翻訳した人の名前 (申請書備考欄に記入)
- ⑤ 世帯主の振込先口座が確認できるもの (通帳など)
- ⑥ マイナ保険証等

## 次の事項には十分ご注意ください。

- 払い戻し金の請求期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。海外の場合、日本国内と同じ病気や怪我でも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。また、あくまでも現地で医療費を全額負担した場合のみであるため、民間の保険等にて給付を受けており、現地で医療費を負担していない場合等は支給の対象になりません。
- 海外に行く前の予防接種や帰国後の検診は受けるように努めましょう。